

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の改正について (概要)
--

1. 趣旨

スポーツ振興投票における新たな投票券の販売に向けて、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第6条及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号。以下「省令」という。）第2条において定める実施回数を見直しを行う。

また、国内及び国外のプロサッカーリーグ等の動向を踏まえ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示（平成25年文部科学省告示第141号。以下「告示」という。）を改正し、指定組織の名称変更及び新たな組織の追加を行う。

2. 改正の内容

(1) 省令の改正について

省令第2条において定めるスポーツ振興投票の実施回数の上限について、新たな投票券によるスポーツ振興投票の実施回数の状況を踏まえ、現行の「250回」を「350回」に改める。

(2) 告示の改正について

① 次の組織について、組織名称を変更する。

・ ドイツプロサッカーリーグ機構

（改正前）DFL Deutsche Fußball Liga GmbH

（改正後）Bundesliga-Gruppe GmbH

② 次の4組織を、指定組織として追加する。

・ フィンランドサッカー協会（Suomen Palloliitto）

・ アイスランドサッカー協会（Knattspyrnusamband Íslands）

・ アイルランドサッカー協会（Football Association of Ireland）

・ スウェーデンサッカー協会（Svenska Fotbollförbundet）

3. 施行期日

公布の日